

○特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則

(平成十七年五月二十五日)

(／農林水産省／環境省／令第二号)

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）及び特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令（平成十七年政令第百六十九号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則を次のように定める。

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則

(用語)

第一条 この省令において使用する用語は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下「法」という。）及び特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令（以下「施行令」という。）において使用する用語の例による。

(飼養等の禁止の適用除外)

第二条 法第四条第二号の主務省令で定めるやむを得ない事由は、次の各号に掲げる事由とする。

- 一 非常災害に対する必要な応急措置としての行為に伴って飼養等をするものであること。
- 二 警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第二条第一項に規定する警察の責務として飼養等をするものであること。
- 三 検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）第四条に規定する検察官の職務として飼養等をするものであること。
- 四 特定外来生物の指定の際現に行っている国又は地方公共団体による当該特定外来生物の防除又は当該指定後に行われる当該防除と同一の内容の防除であって、当該特定外来生物について当該指定の日から一年を超えない範囲で実施されるものに伴って飼養等をするものであること。
- 五 農林水産省又は環境省の職員が法に係る業務に伴って飼養等をするものであること。
- 六 厚生労働省、都道府県、地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の規定に基づく政令で定める市、特別区又は食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十三条第一項の規定により厚生労働大臣の登録を受けた登録検査機関の職員が同法の規定に基づく検査その他これらに類する検査に伴って保管又は運搬をするものであること。
- 七 植物防疫官が植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第八条又は第十条に基づく植物防疫所の業務に伴って飼養等をするものであること。
- 八 家畜防疫官が狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第七条、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第四十条若しくは第四十五条又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第五十五条に基づく動物検疫所の業務に伴って飼養等をするものであること。

- 九 税関職員が関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第七十条に基づく税関の業務に伴って飼養等をするものであること。十 法第五条第一項の許可を受けた者が第十条各号のいずれかに該当するに至った場合で、それぞれ当該各号に定める者が、当該各号に該当するに至った日（同条第一号の場合にあっては、その事実を知った日）から六十日を超えない範囲で、その許可に係る特定外来生物の飼養等をするものであること。
- 十一 第五四号の業務を補助するため主務大臣が定める者が行う業務に伴って飼養等をするものであること。
- 十二 国又地方公共団体の職員がその職務の遂行に伴い、緊急に引き取り、処分するために一時的に保管又は運搬をするものであること。
- 十三 法第九条の三第一項又は第二十条第三項の規定に基づく命令による回収その他の必要な措置を執るために一時的に保管又は運搬をするものであること。
- 十四 特定外来生物である植物に係る法第三章の規定による防除に該当しない防除を行う者（地域のボランティアによる防除等の小規模な防除を行う者に限る。）が、当該防除に伴い次のいずれにも該当する運搬をするものであること。
- イ 防除した当該特定外来生物を処分することを目的として、廃棄物の収集、運搬又は処分に供する施設に運搬すること。
- ロ 当該特定外来生物の落下や種子の飛散その他の理由による野外への逸出を防止するための措置をとっていること。
- ハ 防除を行う者が、あらかじめ当該防除に関する次の事項を公表し、かつ、公表された次の事項に従って当該防除を行うときに、当該防除の実施の一環として当該特定外来生物を運搬していること（農業及び水産業を営む場合又は森林の経営管理を行う場合は除く。）。
- (1) 当該防除が特定外来生物である植物の防除に該当すること。
- (2) 当該防除を実施する者
- (3) 当該防除の実施日時及び実施場所
- 十五 特定外来生物である動物のうち主務大臣の定めるものに係る法第三章の規定による防除に該当しない防除を行う者（地域のボランティアによる防除等小規模な防除を行う者に限る。）が、当該防除に伴い主務大臣の定める要件に該当する運搬をするものであること。
- 十六 次に掲げる要件のいずれにも該当する場合に、前二号の運搬に伴いやむを得ないと認められる必要最小限の期間に限り、当該運搬に係る特定外来生物を保管すること。
- イ 当該特定外来生物を保管している施設において、当該特定外来生物の野外への逸出を防止するための措置を講ずること。
- ロ 保管している当該特定外来生物を第三者が容易に持ち出すことができないよう管理すること。
- 十七四 法第三十四条の三第二項の規定に基づく命令により消毒し、又は廃棄するために一時的に保管又は運搬をするものであること。法第四章の二若しくは法第四章の三の規

定に基づく指導、助言、勧告若しくは命令により、又は環境省、農林水産省若しくは国土交通省の職員の指導（国土交通省の職員の指導にあつては、法第二十四条の七第一項に基づき策定される指針の内容に係るものに限る。）を受けた範囲での任意の協力により、特定外来生物の付着、混入、存在する物品等若しくは施設の移動を制限し、又は当該物品等、施設若しくは土地を消毒し、又は当該物品等若しくは施設を廃棄するために一時的に保管又は運搬をするものであること。

十八 獣医師法（昭和二十四年法律第百八十六号）第四章の規定による業務に伴って飼養等をするものであること。

十九 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）その他の関係法律及びこれらの規定に基づく命令の規定により行う廃棄物の処理に伴って保管又は運搬をするものであること。

二十 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第九条第一項、第十一条第一項又は第十三条第一項の規定に基づいて捕獲等をした特定外来生物を処分するために一時的に保管又は運搬をするものであること。

二十一 食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第百二十九号）第三十五条第一号に規定する飲食店営業について食品衛生法第五十五条第一項の許可を受けた者が、食用に供するために、特定飼養等施設とともに譲り受け、当該施設内において保管をするものであること。

二十二 特定外来生物の指定の際現に当該特定外来生物の飼養等をしている者であつて、当該飼養等について法第五条第一項の許可がなされていないものが当該指定の日から六月（その期間が終了するまでに当該飼養等に係る許可の申請がなされた場合において、その期間を経過したときは、その申請に対し許可をするかどうかの処分がある日まで）を超えない範囲で当該特定外来生物の飼養等をするものであること。

二十三 特定外来生物の指定の際現に行っている国及び地方公共団体以外の者による当該特定外来生物の防除又は当該指定後に行われる当該防除と同一の内容の防除であつて、当該特定外来生物について当該指定の日から一年を超えない範囲で鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第九条第一項、第十一条第一項又は第十三条第一項の規定に基づいて実施されるものに伴って飼養等をするものであること。

二十四 やむをえない事由により飼育の継続が困難となった施行令附則において定める表（※アカミミガメ、アメリカザリガニを対象とする表）の種名の欄に掲げる種に属する生物の個体を、確実かつ適正に飼育することができる者に頒布（販売に該当する頒布を除く。）しようとする者が、当該個体を特定飼養等施設内において飼養等するものであること。（あらかじめ、主務大臣に住所、氏名、連絡先、飼養等する当該個体の種類及び数量、及び頒布の相手方の選定方法を届け出たものに限る。）

二十五 飼養している生物の餌として処分する目的で、特定飼養等施設に保管した *Procambarus clarkii*（アメリカザリガニ）の個体を譲り受け、特定飼養等施設内において保管するものであること。（あらかじめ、その年に譲受けようとする個体について、

主務大臣に住所、氏名、連絡先、飼養している生物の種類及び数量、譲受ける特定外来生物の種類及び総数量並びに譲受けの相手方の氏名又は名称を届け出たものに限る。）

(飼養等の目的)

第三条 法第五条第一項の主務省令で定める目的は、次に掲げる目的とする。

- 一 博物館、動物園その他これに類する施設における展示
- 二 教育
- 三 生業の維持
- 四 特定外来生物の指定の際現に国内において飼養等をしている当該特定外来生物に係る愛がん又は観賞 (当該特定外来生物を相続により取得した場合を含む。)
- 五 特定外来生物の指定後に国内において愛がん又は観賞の目的で飼養等を開始した当該特定外来生物(施行令附則において定める表(※アカミミガメ、アメリカザリガニを対象とする表)の種名の欄に掲げる種に属する生物の個体に限る。)を輸入して愛がん又は観賞する目的
- 六 特定外来生物の指定の際現に海外において愛がん又は観賞の目的で飼養等をしている当該特定外来生物 (施行令附則において定める表(※アカミミガメ、アメリカザリガニを対象とする表)の種名の欄に掲げる種に属する生物の個体に限る。)の個体を輸入して愛がん又は観賞する目的
- 七五 前各号に掲げるもののほか、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止その他公益上の必要があると認められる目的

(飼養等の許可の申請)

第四条 法第五条第二項の規定による許可の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

- 一 申請者の住所、氏名、及び職業及び連絡先(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名、及び主たる事業及び連絡先)
- 二 飼養等しようとする特定外来生物に係る次に掲げる事項
 - イ 特定外来生物の種類
 - ロ 数量
- 三 飼養等をする目的
- 四 飼養等施設に係る次に掲げる事項
 - イ 施設の所在地
 - ロ 施設の規模及び構造
- 五 特定外来生物の管理方法に係る次に掲げる事項
 - イ 飼養等の主たる取扱者の住所、氏名及び職業(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
 - ロ 飼養等に係る管理体制
 - (1) 特定飼養等施設の点検方法
 - (2) 許可後に特定外来生物の飼養等が困難となった場合の対処方法

(3) 特定外来生物を運搬する場合にあっては、その運搬の際の当該特定外来生物の逸出防止措置

六 申請に係る特定外来生物の飼養等を既に行っている場合には、当該特定外来生物の数量及び当該特定外来生物に係る第八条第二号に規定する措置内容に係る情報

2 前項の申請書には、飼養等をしようとする施設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真、申請者（申請者が法人である場合にあっては、その法人及びその法人の役員）が第六条第三号から第五号までに該当しないことを証明する書類、申請者が相続人として申請する場合には相続人に該当する旨を証明する書類その他主務大臣が必要と認める事項を記載した書類を添付しなければならない。

3 主務大臣は、法第五条第一項の許可をしたときは、許可証を交付しなければならない。

4 前項の許可証の様式は、様式第一のとおりとする。

5 法第五条第一項の許可を受けた者は、第三項の許可証を亡失し、若しくはその許可証が滅失したとき又は第七項の届出をしたときは、主務大臣に申請をして、その許可証の再交付を受けることができる。

6 前項の規定による許可証の再交付の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

一 申請者の住所、氏名及び職業（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び主たる事業）

二 許可証の番号及び交付年月日

三 許可証を亡失し、又は許可証が滅失した事情

7 許可証の交付を受けた者は、第一項第一号又は同項第五号イに掲げる事項に変更があったときは、三十日以内にその旨を主務大臣に届け出なければならない。

8 許可証の交付を受けた者は、当該許可証を亡失したときは、書面をもって遅滞なくその旨を主務大臣に届け出なければならない。ただし、第五項の申請をした場合は、この限りでない。

9 許可証の交付を受けた者は、主務大臣に対し、許可証の写しの交付を申請することができる。

10 法第五条第一項の許可を受けた者（第二号に掲げる場合にあっては、その相続人、消滅した法人の役員又は清算人若しくは破産管財人）は、次に掲げる場合は、その日（第二号に掲げる者が死亡した場合にあっては、その事実を知った日）から起算して六十日を経過する日までの間に、許可証を主務大臣に返納しなければならない。

一 許可を取り消されたとき。

二 許可を受けた者が死亡、合併若しくは分割（その許可を受けた者の地位が承継されなかった場合に限る。）し、又は解散したとき。

三 第五項の規定により許可証の再交付を受けた後において亡失した許可証を発見し、又は回復したとき。

四 許可に係る飼養個体がいなくなった場合その他の許可に係る飼養等をする必要がな

くなった場合

(特定飼養等施設の基準)

第五条 法第五条第三項第二号の主務省令で定める基準は、次に掲げる基準とする。

- 一 特定外来生物の種類に応じ、その逸出を防止できる構造及び強度とすること。
- 二 人の生命又は身体に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある特定外来生物については、当該特定外来生物に係る取扱者以外の者が容易に当該特定外来生物に触れるおそれがない構造及び強度とすること。

2 前項に定めるもののほか、基準の細目は、特定外来生物の種類ごとに主務大臣が告示で定める。

(飼養等の許可の基準)

第六条 法第五条第三項第二号に規定するその他の事由は、次に掲げる事由をいう。

- 一 飼養等をする者が特定飼養等施設を有しないこと。
- 二 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のためにその飼養等をしようとする特定外来生物の管理方法が不相当と認められること。
- 三 法又は法に基づく命令の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者であること。
- 四 法第九条の三第二項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。
- 五 法人であって、その法人の役員のうちの前二号のいずれかに該当する者があること。

(飼養等の許可の条件)

第七条 法第五条第四項の規定による条件は、次の各号によるものとする。

- 一 特定外来生物の種類に応じ、許可に主務大臣の定める有効期間を設けること。
- 二 特定外来生物の種類ごとに主務大臣が定める事由により飼養等に係る特定外来生物の数量に変更があった場合は、特定外来生物の種類ごとに主務大臣が定める期間内に、次に掲げる事項を主務大臣に届け出ること。
 - イ 数量の変更があった特定外来生物の種類及びその変更後の数量
 - ロ 数量の変更があった年月日
 - ハ 数量の変更の事由
- ニ 譲渡し等を行った場合にあっては、当該譲渡し等を行った相手方の住所、氏名、職業（相手方が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び主たる事業）、許可番号及び許可年月日
- ホ 輸入を行った場合にあっては、その旨
- ヘ 許可番号及び許可年月日
- ト 数量の変更があった特定外来生物に係る次条第二号に規定する措置内容に係る情報
- チ その他主務大臣が必要と認める事項

三 みだりに繁殖させることにより適正な飼養等に支障が生じるおそれがある特定外来

生物について、繁殖を制限することその他の適切な措置を講ずること。

四 前各号に掲げるもののほか、主務大臣が付するその他の条件は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のために特に必要と認める事項とする。

(特定外来生物の取扱方法)

第八条 法第五条第五項の主務省令で定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。

一 許可に係る特定外来生物の飼養等の状況の確認及び特定飼養等施設の保守点検を定期的に行うこと。

二 特定外来生物の個体又は器官について飼養等を開始したときは、特定外来生物の種類ごとに主務大臣が定める期間内に、当該特定外来生物の個体又は器官について、マイクロチップ(国際標準化機構が定めた規格第一一七八四号及び第一一七八五号に適合するものに限る。)のその皮下への埋込み、タグ又は脚環の取付け、標識又は写真の掲示その他の当該特定外来生物について法第五条第一項の許可を受けていることを明らかにするための措置であって、特定外来生物の種類ごとに主務大臣が定めるものを講じ、主務大臣の定めるところにより当該措置内容を主務大臣に届け出ること(既に当該措置が講じられている場合を除く。)

三 第四条第一項第五号ロに規定する管理体制を遵守すること。

四 前各号に掲げるもののほか、特定外来生物の種類ごとに主務大臣が定める取扱方法によること。

(第五種共同漁業権に係る特例)

第九条 特定外来生物の指定の際現に当該特定外来生物が漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十条第五項第五号に規定する第五種共同漁業を内容とする漁業権に係る水産動植物である場合は、当該漁業権の設定されている内水面(同号の内水面をいう。)を法第五条第三項第二号の主務省令で定める特定飼養等施設とする際の基準については、第五条の規定にかかわらず、特定外来生物の種類ごとに主務大臣が別に告示で定める。

2 前項の場合における法第五条第四項の規定による飼養等の許可の条件及び同条第五項の主務省令で定める特定外来生物の取扱方法については、前二条の規定にかかわらず、特定外来生物の種類ごとに主務大臣が別に告示で定める。

(飼養等の許可の失効)

第十条 法第五条第一項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、その許可は効力を失う。この場合において、それぞれ当該各号に定める者は、当該各号に該当するに至った日(第一号の場合にあっては、その事実を知った日)から三十日以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

一 死亡したとき その相続人

二 法人が合併により消滅したとき その法人を代表する役員であった者

三 法人が破産手続開始の決定により解散したとき その破産管財人

四 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき その清算人

五 許可に係る飼養個体がいなくなった場合その他の許可に係る飼養等をする必要がな

くなった場合 当該許可を受けていた者

(譲渡し等の禁止の適用除外)

第十一条 法第八条の主務省令で定める場合は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 法第四条第一号に該当して飼養等をし、又はしようとする者の間においてその飼養等に係る特定外来生物の譲渡し等をする場合
- 二 法第四条第一号に該当して飼養等をし、又はしようとする者と同条第二号に該当して飼養等をし、又はしようとする者の間においてその飼養等に係る特定外来生物の譲渡し等をする場合
- 三 法第四条第二号に該当して飼養等をし、又はしようとする者の間においてその飼養等に係る特定外来生物の譲渡し等をする場合
- 四 法第四条第一号又は第二号に該当して飼養等をし、又はしようとする者が、その飼養等に係る特定外来生物の譲受け又は引取りを同条各号に該当しない者から行う場合
- 五 法第四条各号に該当しない者が、同条第一号又は第二号に該当して飼養等をし、又はしようとする者に対し、その飼養等に係る特定外来生物の譲渡し又は引渡しを行う場合
- 六 第二条第二十五号に該当して飼養等をする者が、施行令附則第二条第二項の規定に基づき法第八条の規定が適用されない者に対して施行令附則別表の種名の欄に掲げる種に属する生物の個体の譲渡しをする場合

(放出等の許可の申請)

第十一条の二 法第九条の二第二項の規定による許可の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

- 一 申請者の住所、氏名及び職業（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び主たる事業）
- 二 放出等をしようとする特定外来生物に係る次に掲げる事項
 - イ 特定外来生物の種類
 - ロ 数量
 - ハ 放出等をしようとする個体の入手方法
- 三 放出等をする目的
- 四 放出等に係る次に掲げる事項
 - イ 放出等をしようとする土地又は水面の所在地及び区域
 - ロ 放出等をしようとする土地又は水面の周辺の当該特定外来生物の生息又は生育状況並びに植生、動物相その他の生態系等の状況及び特質
 - ハ 放出等をしようとする期間
 - ニ 放出等の方法(繁殖制限措置を講じる場合又は発信機を取り付ける場合にあっては、その内容を含む。)
 - ホ 放出等をしようとする土地又は水面の所有者、管理者及び占有者所有者等の同意の有無
 - ヘ 申請者が法人の場合にあっては、放出等の主たる実施者の住所、氏名及び職業

五 放出等をしようとする特定外来生物に係る法第五条第一項の規定による許可の有無
六 放出等に伴い、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律その他の法令に基づく許可、認可、承認その他これらに類するもの（以下この号において「許可等」という。）等が必要な場合にあつては、その当該許可等の有無

- 2 前項の申請書には、放出等に係る学術研究の内容を明らかにした研究計画書、放出等をしようとする土地又は水面の所在地及び区域を明らかにした図面及び写真、申請者（申請者が法人である場合にあつては、その法人及びその法人の役員）が次条第六号から第八号までに該当することを証明する書類その他主務大臣が必要と認める事項を記載した書類を添付しなければならない。
 - 3 法第九条の二第一項の許可を受けた者は、第十一条の四の許可証を亡失し、若しくはその許可証が滅失したとき又は第五項の規定による届出をしたときは、主務大臣に申請をして、その許可証の再交付を受けることができる。
 - 4 前項の規定による許可証の再交付の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。
 - 一 申請者の住所、氏名及び職業（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び主たる事業）
 - 二 許可証の番号及び交付年月日
 - 三 許可証を亡失し、又は許可証が滅失した事情
 - 5 許可証の交付を受けた者は、第一項第一号又は同項第四号へに掲げる事項に変更があつたときは、三十日以内にその旨を主務大臣に届け出なければならない。
 - 6 許可証の交付を受けた者は、当該許可証を亡失したときは、書面をもって遅滞なくその旨を主務大臣に届け出なければならない。ただし、第三項の規定による許可証の再交付の申請をした場合は、この限りでない。
 - 7 法第九条の二第一項の許可を受けた者（第二号に掲げる場合にあつては、その相続人、消滅した法人の役員又は清算人若しくは破産管財人）は、次に掲げる場合は、その日（第二号に掲げる者が死亡した場合にあつては、その事実を知った日）から起算して六十日を経過する日までの間に、許可証を主務大臣に返納しなければならない。
 - 一 許可を取り消されたとき。
 - 二 許可を受けた者が死亡、合併若しくは分割（その許可を受けた者の地位が承継されなかった場合に限る。）し、又は解散したとき。
 - 三 第三項の規定により許可証の再交付を受けた後において亡失した許可証を発見し、又は回復したとき。
 - 四 許可に係る放出等をする必要がなくなったとき。
（放出等の許可の基準）
- 第十一条の三 法第九条の二第三項の主務省令で定める基準は、次に掲げる基準とする。
- 一 放出等が当該特定外来生物の生息地又は生育地を拡大させるおそれがないこと。
 - 二 放出等が当該放出等をしようとする土地又は水面の周辺の生態系等に係る被害を著

しく拡大させるおそれがないこと。

三 放出等をしようとする土地又は水面の所有者、管理者及び占有者等の同意を得ていること。

四 放出等に係る学術研究の内容が適切なものであり、防除の推進に資する成果が見込まれるものであること。

五 放出等をしようとする特定外来生物に係る法第五条第一項に基づく飼養等の許可を受けている、又は受ける見込みであること。

六 法又は法に基づく命令の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者でないこと。

七 法第九条の三第二項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者でないこと。

八 法人であって、その法人の役員のうちの前二号のいずれかに該当する者がいないこと。
(放出等の許可証)

第十一条の四 法第九条の二第四項の許可証の様式は、様式第二のとおりとする。

(放出等の許可の失効)

第十一条の五 法第九条の二第一項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、その許可は効力を失う。この場合において、それぞれ当該各号に定める者は、当該各号に該当するに至った日（第一号の場合にあっては、その事実を知った日）から三十日以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

一 死亡したとき その相続人

二 法人が合併により消滅したとき その法人を代表する役員であった者

三 法人が破産手続開始の決定により解散したとき その破産管財人

四 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき その清算人

(法第十条第三項の立入りをを行う職員等の身分を示す証明書の様式)

第十二条 法第十条第三項、及び及び法第十三条第四項の規定により国の職員が携帯すべきその身分を示す証明書の様式は様式第三のとおりとする。

2 法第十三条第四項（法第十一条第一項の規定による防除に伴い、法第十三条第一項の規定による調査を行う場合に限る。）又は法第十七条の二第三項若しくは法第十七条の五第三項において準用する法第十三条第四項の規定により、地方公共団体の職員が携帯すべきその身分を示す証明書の様式は、様式第四のとおりとする。ただし、環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和三年環境省令第二号）別記様式 による職員の身分を示す証明書の法令の条項の欄に、これらの規定を記載した場合は、前項に規定する証明書とみなす。

3 法第十三条第四項の規定により、同条第一項の規定による調査を委任された者が携帯すべきその身分を示す証明書の様式は、様式第五のとおりとする。

4 前項の規定は、法第十七条の二第三項又は法第十七条の五第三項の規定により、法第十七条の二第一項又は法第十七条の五第一項の規定による調査を委任された者が携帯すべ

きその身分を示す証明書の様式について準用する。

5 第二項及び前項（都道府県知事又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長の事務に係る部分に限る。）の規定は、都道府県又は市町村の条例、規則その他のために別段の定めがあるときは、その限度において適用しない。

（許可の申請書の添付図面等の省略）

第十三条 法第五条第一項の許可を受けた飼養等の内容の変更に係る許可の申請が、輕易なものであることその他の理由により第四条第二項の規定により申請書に添付しなければならない図面若しくは写真又は書類（以下この条において「添付図面等」という。）の全部を添付する必要がないと認められるときは、当該添付図面等の一部を省略することができる。

（関係都道府県の意見聴取）

第十四条 主務大臣等は、防除の公示をしようとするとき 又はこれを変更しようとするとき は、あらかじめ、当該防除の公示の案を関係都道府県に送付するものとする。

2 関係都道府県は、前項の送付があった場合において、法第十一条第二項の規定により主務大臣等に意見を述べようとするときは、主務大臣等が指定する期日までに意見を提出するものとする。

（公示事項）

第十五条 法第十一条第二項第四五号 及び法第十七条の二第二項第三号の主務省令で定める事項は、防除の目標その他防除に際し必要な事項とする。

（防除の公示）

第十六条 法第十一条第二項の規定による公示は、インターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。同項各号に掲げる事項を、官報に掲載して行うものとする。

2 前項の規定は、法第十七条の二第三項の規定による公示について準用する。

~~（法第十三条第四項の証明書の様式）~~

~~第十七条 法第十三条第四項の証明書の様式は、様式第四のとおりとする。~~

（防除の公示事項に関する同意）

第十七条 法第十一条第三項の規定による同意を得る場合には、同条第二項各号に掲げる事項を明示して書面又は電磁的方法による同意を得なければならない。

2 前項の規定は、法第十七条の二第三項の規定による同意について準用する。

（補償請求書）

第十八条 法第十四条第二項 （法第十七条の三第三項又は法第十七条の五第三項において準用する場合を含む。）の規定による補償の請求は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を提出して行うものとする。

一 請求者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

二 補償請求の理由

三 補償請求額の総額及びその内訳

(負担金の徴収方法)

第十九条 主務大臣等は、法第十六条の規定により費用を負担させようとするときは、負担させようとする者の意見を聴かななければならない。

第二十条 法第十七条第一項の規定により主務大臣等が納付を命ずる費用の額は、実際に要した費用を超えない額とし、その納付期限は、法第十一条第一項の規定により主務大臣等が防除を行った日から相当の期間経過した日とする。

2 第三十一条 法第十七条第二項の規定により主務大臣等が督促状により指定する期限は、督促状を発する日から起算して十日以上経過した日でなければならない。

3 第三十二条 法第十七条第三項の規定により主務大臣等が徴収する延滞金の額は、負担金の額に、年十・七五パーセントの割合を乗じて計算した額とする。

第二十一条 前条の規定は、法第十七条の三第五項又は法第十七条の五第三項に基づき地方公共団体が負担金を徴収する場合に準用する。

(防除の確認又は認定の基準)

第二十二条 法第十七条の四第一項の主務省令で定める基準は、次に掲げる基準とする。

- 一 確認又は認定を受けようとする防除の実施期間が、十年以下であること。
- 二 設置した捕獲器具等を適切に管理できる体制の確保等の錯誤捕獲及び事故の発生防止に万全の対策を講じ、やむを得ない場合を除き、捕獲等を行う区域における静穏を保持すること。
- 三 事前に関係地域住民等への周知を図ること。
- 四 法に基づく防除を実施していることを証する書類を携帯すること。
- 五 防除による効果と地域の生態系へ影響を比較考量し、地域の生態系への影響が必要最小限となるよう配慮すること。
- 六 防除を行う区域における防除の対象となる特定外来生物の生息状況又は被害状況の調査を行うこと
- 七 防除実施計画の範囲内で捕獲個体の飼養等をする場合には、そのための施設の構造及び強度並びにその細目について、第五条第一項第一号の基準及び同条第二項の規定による主務大臣が告示で定める基準の細目に適合したものであること。ただし、捕獲個体をわな等に入れたままで一時保管する場合であって、逸出防止の措置を講じることとして
いるときにはこの限りではない。
- 八 捕獲個体について、処分のための必要最小限の一時的な保管又は運搬以外の飼養等に
当たる行為を飼養等の許可なく行わないこと
- 九 捕獲個体の飼養等をしようとする者に譲渡し等をする場合は、譲渡し等の相手方が、
法第五条第一項の規定に基づく飼養等の許可を受けている者(生業の維持の目的で許可
を有する者にあつては、譲り受けた個体を保管する事業を行う者に限る。)又は法第四
条第二号の規定に基づいて特定外来生物を適法に取り扱うことができる者であること。
- 十 防除に使用する捕獲器具等(銃器を除く。)ごとに、見やすい場所に、法に基づく防
除のための捕獲に使用されるものである旨、対象とする特定外来生物の種類、実施者の

住所、氏名又は名称及び電話番号等の連絡先を表示すること。ただし、捕獲器具等の大きさ等の理由で捕獲器具等ごとに標識の表示をすることが困難な場合は、設置場所周辺に立て札等の方法で標識を設置する方法によることもできるものとする。

十一 わな等を設置して捕獲等をする場合は、錯誤捕獲の防止の観点から定期的にわな等を巡視すること。

十二 捕獲等をした個体は防除実施者の責任の下、適切に処分又は譲渡しをすることとし、その場で処分しない場合は、従事者や第三者による個人的な持ち帰り及び野外への放置をせず、焼却、埋却、飼肥料への加工等適切に処分すること又は第七号に該当する者へ譲渡しをすること。

十三 捕獲個体を殺処分する場合は、当該殺処分をする特定外来生物の性質を踏まえ、従事者の心理的負担軽減や効率的な防除の観点にも留意しつつ、出来る限り苦痛を与えない適切な方法で行うものであること。

十四 防除に係る放出等をする場合は、次に掲げる事項を満たす方法として特定外来生物の種類ごとに主務大臣の定める方法を遵守すること。

イ 放出等を伴う手法が他の手法よりも高い防除効果が見込まれるものであること。

ロ 放出等により当該特定外来生物の生息地又は生育地を拡大させるおそれがないこと。

ハ 放出等をされた個体により発生する生態系等に係る被害の程度よりも、放出等による防除の結果低減される生態系等に係る被害の程度が、高いことが明らかであること。

十五 防除の従事者の台帳を作成し、適切に管理すること

十六 防除実施者は、防除の従事者に対して防除の内容を具体的に指示し、防除実施計画書の内容を遵守させること。

十七 鳥獣（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「鳥獣保護管理法」という。）第二条第一項に規定する「鳥獣」をいう。以下同じ。）の防除に際しては、第一号から前号までの事項に加え、次に掲げる事項を遵守すること。

イ 防除の対象となる生物以外の野生鳥獣の繁殖に支障がある期間及び区域について配慮していること。

ロ わなを設置する際に防除の対象生物の嗜好する餌を用いて捕獲を行う場合は、他の鳥獣を誘引し、結果として当該鳥獣による被害の発生の遠因を生じさせることのないよう適切に行うこと。

ハ 防除の従事者は、使用する猟具に応じた鳥獣保護管理法の狩猟免許を有する者とする。ただし、従事者が適切な捕獲及び安全に関する知識及び技術を有していると認められる団体又は者については、免許非所持者を従事者に含めることができる。

ニ 鳥獣保護管理法第二条第九項に規定する狩猟期間中及びその前後における捕獲に当たっては、同法第五十五条第一項に規定する登録に基づき行う狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されることのないよう適切に実施するものとする。

ホ 空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、

大型獣類については使用しないこと。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合については、この限りではない。

へ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成十四年環境省令第二十八号)第十条第三項第十号から第十三号までの規定により禁止された捕獲は行わないこと。

ト 鳥類について、網等を設置して捕獲をする場合は、在来生物の錯誤捕獲について対策すること。

十八 防除の実施に当たっては、関係法令を遵守すること。

(防除の確認の申請)

第二十三条 地方公共団体市町村は、法第十七八条の四第一項の確認を受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

- 一 地方公共団体市町村の名称
- 二 防除の対象となる特定外来生物の種類
- 三 防除を行う区域及び期間

四 防除の目標

五四 特定外来生物の捕獲等その他の防除の内容の概要

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる事項を記載した防除実施計画書(以下単に「防除実施計画書」という。)を添付しなければならない。ただし、人の生命・身体に被害を及ぼす特定外来生物が野外で発見された場合、希少な野生生物が多く生息・生育する地域に捕食性の高い特定外来生物が発見された場合等であって緊急に防除を行う必要があると主務大臣が認める場合緊急に防除を行う必要があると主務大臣が認める場合は、この限りでない。

- 一 特定外来生物の捕獲等その他の防除の内容
- 二 防除の目標防除の対象となる特定外来生物の生態的特性と予想される被害の状況に応じた、区域からの完全排除、封じ込め、被害低減のための低密度管理等の目標
- 三 前三号に掲げるもののほか、防除の従事者に関する事項その他の法第十一条第三項の規定により公示された事項に適合することを証する情報防除実施計画の策定に当たり地域における合意形成を図るための協議又は検討を行った場合には、その経緯及び結果
- 四 前三号に掲げる事項のほか、第二十二條の規定において定める基準に適合することを示す事項

3 前項ただし書が適用される場合においては、第二十二條第一号中「十年」とあるのは「一年」と読み替えるものとし、第一項に基づき提出する確認申請書には、第一項各号に掲げる事項のほか、第二十二條の規定において定める基準を遵守する旨の誓約を記載するものとする。

(意見聴取の期間)

第二十三條の二 法第十七條の四第二項及び第十八條第二項に規定する主務省令で定める期間は、二週間とする。ただし、特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するため

緊急に防除を行う必要がある場合において、これによることが不適當であると認められるときは、主務大臣は、二週間を超えない範囲内で、その期間を別に定めることができる。

(防除の確認等)

第二十四条 主務大臣は、市町村地方公共団体により提出された前第二十三条第一項の申請書及び同条第二項の防除実施計画書(同項ただし書の規定により緊急に防除を行う必要があると主務大臣が認める場合にあっては、同条第一項の申請書に限る。)が第二十二條に定める法第十一条第三項の規定により公示された事項十七條の四第一項の主務省令で定める基準に適合していると認めたときは、法第十七八條の四第一項の確認をするものとし、確認証を確認の申請者に交付するものとする。

2 前項の確認証の様式は、様式第六号によるものとする。

3-2 防除の確認を受けた者は、第二十三前条第一項第一号に掲げる事項に変更があったとき又は同項第三号の期間を延長するときは、三十日以内にその旨を主務大臣に届け出なければならない。

(防除の認定の申請)

第二十五条 国及び地方公共団体以外の者は、法第十八条第三一項の認定を受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 申請者の住所、氏名及び職業(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び主たる事業)

二 防除の対象となる特定外来生物の種類

三 防除を行う区域及び期間

四 防除の目標

五四 特定外来生物の捕獲等その他の防除の内容の概要

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる事項を記載した防除実施計画書防除実施計画書及び申請者の略歴を記載した書類(法人にあっては、現に行っている業務の概要を記載した書類、定款又は寄附行為、登記事項証明書並びにその役員の氏名及び略歴を記載した書類)を添付しなければならない。

一 特定外来生物の捕獲等その他の防除の内容

二 防除の対象となる特定外来生物の生態的特性と予想される被害の状況に応じた、区域からの完全排除、封じ込め、被害低減のための低密度管理等の目標

三 防除実施計画を実行する財政的及び人員的能力を有していることを示す事項

四 防除を行う区域内の土地及び関係施設の所有者又は管理者との必要な調整を図った結果

五 防除実施計画の策定に当たり地域における合意形成を図るための協議又は検討を行った場合には、その経緯及び結果

六 前五号の他、第二十二條の規定において定める基準に適合することを示す事項

(防除の認定等)

第二十六条 主務大臣は、国及び地方公共団体以外の者により提出された前条第二項の書類

によりその者が適正かつ確実に特定外来生物の防除を実施することができ、かつ、その者により提出された同条第一項の申請書及び同条第二項の防除実施計画書が法第十一条第三項の規定により公示された事項十七条の四第一項の主務大臣が定める基準に適合していると認めるときは、法第十八条第一三項の認定をするものとする。し、認定証を認定の申請者に交付するものとする。

2 前項の認定証の様式は、様式第六号によるものとする。

3-2 防除の認定を受けた者は、前条第一項第一号に掲げる事項に変更があったときは、三十日以内にその旨を主務大臣に届け出なければならない。

(防除の確認及び認定に係る公示)

第二十七条 法第十七条の四第三項前段又は法第十八条第三項前段の規定による公示は、確認を受けた地方公共団体市町村又は認定を受けた防除を行う者について、それぞれ第二十三条第一項各号又は第二十五条第一項各号に掲げる事項をインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法で行うものとする。

2 法第十七条の四第三項又は法第十八条第三項後段の規定による公示は、確認を取り消された地方公共団体市町村の名称又は認定を取り消された者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)をインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法で行うものとする。

(未判定外来生物)

第二十八条 法第二十一条の未判定外来生物は、次に掲げる生物の個体(卵及び種子を含む。以下同じ。)及びその器官(飼養等についての法に基づく生態系等に係る被害を防止するための措置を講ずる必要があるものに限る。以下同じ。)とする。

- 一 別表第一の種名の欄に掲げる種(亜種又は変種を含む。以下同じ。)に属する生物
- 二 別表第二の種類名の欄に掲げる交雑することにより生じた生物(その生物の子孫を含む。以下同じ。)

(未判定外来生物の輸入又は本邦への輸出に係る届出)

第二十九条 法第二十一条又は法第二十四条第一項の届出は、次に掲げる事項を日本語で記載された届出書を主務大臣に提出して行うものとする。

- 一 未判定外来生物を輸入又は本邦へ輸出しようとする者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
 - 二 輸入又は本邦へ輸出しようとする未判定外来生物に係る次に掲げる事項
 - イ 学名
 - ロ 入手国
 - ハ 生態特性に関する次に掲げる情報
 - (1) 本来の生息地又は生育地の分布状況
 - (2) 文献その他の根拠を示す資料
 - ニ その他既に入手している情報であって提出が可能なもの
- (消毒又は廃棄後の通知)

第二十九条の二 主務大臣は、法第二十四条の二第三三項の規定により、輸入品等、土地若しくは施設を消毒したため当該輸入品等、当該土地若しくは当該施設を著しく毀損したとき又は輸入品等若しくは施設を廃棄したときは、これを所有し、又は管理する者に対してその旨を通知し、かつ、これらの者の要求があったときは、様式第七五による証明書を交付しなければならない。

2 前項の規定は、法第二十四条の五第三項の規定による消毒又は廃棄について準用する。

この場合において、前項中「輸入品等」とあるのは、「物品等」と読み替えるものとする。

(移動の制限又は禁止命令書)

第二十九条の三 主務大臣は、法第二十四条の二第二項又は法第二十四条の五第二項の規定により移動の制限又は禁止を命じた場合においてその命令を受けた者の要求があったときは、様式第八による移動の制限又は禁止命令書を交付しなければならない。

(消毒又は廃棄命令書)

第二十九条の三四 主務大臣は、法第二十四条の二第三三項又は法第二十四条の五第三項の規定により消毒又は廃棄を命じた場合においてその命令を受けた者の要求があったときは、様式第九六による消毒又は廃棄命令書を交付しなければならない。

(移動の制限又は禁止の基準)

第二十九条の五 法第二十四条の二第二項の規定による移動の制限又は禁止の基準は、次の通りとする。

一 移動の制限又は禁止の対象は、法第二十四条の二第一項の規定による検査の対象となる輸入品等又は施設（移動施設に限る。以下この号及び次号において同じ。）であって、次に掲げるいずれの要件も満たすものであること。

イ 当該輸入品等又は施設に存在し、付着し、又は混入している生物が、法第二十四条の二第一項又は法第二十四条の五第一項に基づく検査の結果、要緊急対処特定外来生物の疑いがあり、同定を要すると認められたものであること。

ロ 当該輸入品等又は施設が同定を完了するまでの間に移動された場合、要緊急対処特定外来生物の疑いのある生物の拡散等により生態系等に係る被害を生じるおそれがあること。

二 移動の制限は、第一号に該当し移動の制限又は禁止の対象となる輸入品等又は施設について、予定された移動先にこれを移動することにより要緊急対処特定外来生物の疑いのある生物が拡散するおそれが高いと認められる場合、当該移動先における安全の確保に著しく支障を及ぼすおそれがある場合その他公共の利益のため必要な場合において、次に掲げるすべての要件を満たして行うものとする。

イ 応急の消毒、目張り等の拡散防止のための措置をとることを移動の条件とすること。

ロ 移動を認める区域を明示し、その区域外での移動を禁止すること。

ハ 第一号イの被害を防ぐために必要最小限の期間として、制限期間を明示すること。

三 移動の禁止は、前号に該当しない場合に次に掲げるすべての要件を満たして行うものとする。

イ 第一号イの被害を防ぐために実効的かつ安全な場所として、留め置きを指定すること。

ロ 必要な範囲で、留め置き期間中の拡散防止のための措置を指示すること。

ハ 第一号イの被害を防ぐために必要最小限の期間として、禁止期間を明示すること。

2 前項の規定は、法第二十四条の五第二項の規定による移動の制限又は禁止について準用する。この場合において、前項中「輸入品等」とあるのは、「物品等」と読み替えるものとする。

(消毒又は廃棄の基準)

第二十九条の四六 法第二十四条の三二第一三項の規定による消毒又は廃棄の基準は、特定外来生物又は未判定外来生物の種類ごとに、存在、付着又は混入が確認された輸入品等、土地又は施設の種類に応じ、可能な限り速やかに、かつ、確実に効果的に当該特定外来生物又は未判定外来生物を取り除くことができる基準として主務大臣が別に告示で定める。

2 前項の規定は、法第二十四条の五第三項の規定による消毒又は廃棄の基準について準用する。この場合において、前項中「特定外来生物又は未判定外来生物」とあるのは「要緊急対処特定外来生物」と、「輸入品等」とあるのは「物品等」と読み替えるものとする。

(種類名証明書の添付が不要な生物)

第三十条 法第二十五条第一項の確認が容易にできる生物は、次の各号に定めるもの以外の生物とする。

- 一 別表第三に掲げる種に属する生物の個体及びその器官
- 二 別表第四の種類名の欄に掲げる交雑することにより生じた生物
- 三 無尾目に属する種（別表第三の第一の四に掲げる種を除く。）の幼生

(証明書)

第三十一条 法第二十五条第一項の主務省令で定める証明書は、次の各号に掲げる証明書とする。

- 一 植物防疫法、狂犬病予防法、家畜伝染病予防法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律又は絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約に基づき公的機関が発行又は確認する証明書であって、当該証明書に係る生物の種類名及び数量の記載があるもの
- 二 外国の政府機関又は主務大臣が指定する外国の地方公共団体により発行された証明書（日本語又は英語に限る。）であって、当該証明書に係る生物の種類名及び数量の記載があるもの
- 三 政府機関と同等の知見を有するものとして主務大臣が指定する外国の博物館、試験研究機関その他の機関により発行された証明書であって、当該証明書に係る生物の種類名及び数量の記載があるもの
- 四 主務大臣が定める基準に適合するものとして主務大臣が登録した機関により発行さ

れた証明書であって、当該証明書に係る生物の種類名及び数量の記載があるもの
(輸入場所の指定)

第三十二条 法第二十五条第二項の港及び飛行場は、成田国際空港、中部国際空港、関西国際空港及び福岡空港とする。

(法第二十六条第二項の証明書の様式)

第三十三条 法第二十六条第二項の証明書の様式は、様式第十七のとおりとする。

(特定外来生物及び未判定外来生物に係る主務大臣)

第三十四条 法第二条第一項の政令で定める外来生物に係る主務大臣は、*Myocastorcoypus* (ヌートリア)、*Procyonancrivorus* (カニクイアライグマ)、*Procyonlotor* (アライグマ)、*Herpestesauropunctatus* (ファイリマングース)、*Herpestesjavanicus* (ジャワマングース)、*Mungosmungo* (シママングース)、*Muntiacusreevesi* (キョン)、*Lepomismacrochirus* (ブルーギル)、*Micropterusdolomieu* (コクチバス) 及び *Micropterussalmoides* (オオクチバス) については環境大臣及び農林水産大臣とし、その他の特定外来生物については環境大臣とする。

2 法第二十一条の未判定外来生物に係る主務大臣は、環境大臣及び農林水産大臣とする。

(申請書等の提出)

第三十五条 法の規定に基づき申請書その他の書類(以下この条において「申請書等」という。)を主務大臣に提出する場合において、主務大臣が環境大臣及び農林水産大臣である生物に関する事項にあっては、環境大臣に提出することができる。

2 前項の規定により環境大臣に申請書等を提出する場合は、その写し一通を添付しなければならない。

3 環境大臣は、申請書等及びその写しを受理したときは、遅滞なく、当該写しを農林水産大臣に送付するものとする。この場合において、当該申請書等は、環境大臣が受理した日において農林水産大臣に提出されたものとみなす。

(権限の委任)

第三十六条 法及びこの省令に規定する主務大臣の権限(農林水産大臣の権限のうち、*Lepomismacrochirus* (ブルーギル)、*Micropterusdolomieu* (コクチバス) 及び *Micropterussalmoides* (オオクチバス) に係るものを除く。以下同じ。)のうち、次に掲げるものは、次の表の上欄に掲げる主務大臣の権限ごとに、同表の下欄に掲げる地方支分部局の長に委任する。ただし、第三号から第六号まで、第九八号、第十九号(法第二十条第四項に規定する権限に限る。)、第十一号から第十六三号まで、第二十八号(第二十三条第二項に規定する権限に限る。)、及び第二十二十九号及び第二十三号に掲げる権限については、主務大臣が自ら行うことを妨げない。

一 法第五条第一項、第二項及び第四項(法第九条の二第六項において準用する場合を含む。)に規定する権限

二 法第九条の二第一項、第二項及び第四項に規定する権限

三 法第九条の三に規定する権限

四 法第十条第一項及び第二項に規定する権限

五 法第十一条第一項に規定する権限(特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律(令和四年法律第四十二号。以下「令和四年改正法」という。)附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされている同法の施行前に同法第二条の規定による改正前の法第十一条第二項の規定による公示をした同条第二項の規定による防除に係る権限を含む。)

六 法第十三条第一項から第三項までに規定する権限

七 法第十七条の四第一項から第三項まで、第六項及び第七項に規定する権限(令和四年改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされている同法の施行前に同法第二条の規定による改正前の法第十八条第一項の規定による確認を受けた防除に係る権限を含む。)

八七 法第十八条第一項から第三項までに規定する権限(令和四年改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされている同法の施行前に同法第二条の規定による改正前の法第十八条第二項の規定による認定を受けた防除に係る権限を含む。)

九八 法第十九条に規定する権限

十九 法第二十条に規定する権限

十一 法第二十四条の二第一項及び第二項第一項から第三項までに規定する権限

十二 法第二十四条の五第一項から第三項までに規定する権限

十三 法第二十四条の六に規定する権限

十四 法第二十四条の七第五項から第七項に規定する権限

十五 法第二十六条第一項に規定する権限

十六 法第二十八条の二に規定する権限

十七 第二条第二十五号に規定する権限

十八一 第四条第三項、第五項及び第七項から第十項までに規定する権限

十九三 第八条第二号に規定する権限(法第五条第一項の許可を受けていることを明らかにするための措置内容の届出の受理に係るものに限る。)

二十十三 第十条に規定する権限

二十一十四 第十一条の二第三項及び第五項から第七項までに規定する権限

二十二十五 第十一条の五に規定する権限

二十三 第二十三条第一項及び第二項に規定する権限

二十四六 第二十四条第一項及び第三三項に規定する権限

二十五 第二十五条に規定する権限

二十六十七 第二十六条第一三項及び第三三項に規定する権限

二十七十八 第二十九条の二に規定する権限

二十八十九 第二十九条の三及び第二十九条の四に規定する権限

主務大臣の権限	地方支分部局の長
農林水産大臣の権限	地方農政局長

環境大臣の権限	地方環境事務所長
---------	----------

別表第一 未判定外来生物となる外来生物（第二十八条関係）

項	種名
第一	動物界
一	哺乳綱
	イ カンガルー目
(1)	オポッサム科
1	Didelphis 属（オポッサム属）全種
(2)	クスクス科
1	クスクス科に属する種のうち Spilocuscusmaculatus（ブチクスクス）及び Trichosurusvulpecula（フクロギツネ）以外のもの
	ロ 食虫目
(1)	はりねずみ科
1	Atelerix 属（アフリカハリネズミ属）に属する種のうち Atelerixalbiventris（ヨツユビハリネズミ）以外のもの
2	Hemiechinus 属（オオミミハリネズミ属）全種
3	Mesechinus 属（メセキヌス属）全種
	ハ 霊長目
(1)	おながざる科
1	Macaca 属（マカカ属）に属する種のうち Macacacyclopis（タイワンザル）、Macacafascicularis（カニクイザル）、Macacafuscata（ニホンザル）及び Macacamulatta（アカゲザル）以外のもの
	ニ 齧 ^{げっ} 歯目
(1)	リス科
1	Callosciurus 属（ハイガシラリス属）に属する種のうち Callosciuruserythraeus（クリハラリス）及び Callosciurusfinlaysonii（フィンレイソンリス）以外のもの
2	Sciurus 属（リス属）に属する種のうち Sciuruscarolinensis（トウブハイイロリス）、Sciuruslis（ニホンリス）及び Sciurusvulgaris（キタリス）以外のもの
	ホ 食肉目
(1)	いたち科
1	Mustela 属（イタチ属）に属する種のうち Mustelaerminea（オコジョ）、Mustelaitatsi（ニホンイタチ）、Mustelanivalis（イイズナ）、Mustelaputoriusfuro（フェレット）、Mustelasibirica（チョウセンイタチ）及び Mustelavison（アメリカミンク）以外のもの

(2) マングース科	
1	マングース科に属する種のうち <i>Herpestesauropunctatus</i> (ファイリマングース)、 <i>Herpestesjavanicus</i> (ジャワマングース) 及び <i>Mungosmungo</i> (シママングース) 並びに <i>Suricata</i> 属 (スリカタ属) 全種以外のもの
へ 偶蹄目	
(1) しか科	
1	<i>Muntiacus</i> 属 (ホエジカ属) に属する種のうち <i>Muntiacusreevesi</i> (キョン) 以外のもの
二 鳥綱	
イ かも目	
(1) かも科	
1	<i>Branta</i> 属 (ブランタ属) に属する種のうち <i>Brantabernicla</i> (コクガン)、 <i>Brantacanadensis</i> (カナダガン)、 <i>Brantahutchinsiileucopareia</i> (シジュウカラガン) 及び <i>Brantahutchinsiiminima</i> (ヒメシジュウカラガン) 以外のもの
ロ すずめ目	
(1) ちめどり科	
1	ちめどり科に属する種のうち <i>Garrulaxcanorus</i> (ガビチヨウ)、 <i>Garrulaxcineraceus</i> (ヒゲガビチヨウ)、 <i>Garrulaxperspicillatus</i> (カオグロガビチヨウ)、 <i>Garrulaxsannio</i> (カオジロガビチヨウ) 及び <i>Leiothrixlutea</i> (ソウシチヨウ) 以外のもの
三 爬虫綱	
イ とかげ亜目	
(1) たてがみとかげ科	
1	<i>Anolis</i> 属 (アノール属) に属する種のうち <i>Anolisallogus</i> (アノリス・アルログス)、 <i>Anolisalutaceus</i> (アノリス・アルタケウス)、 <i>Anolisangusticeps</i> (アノリス・アングスティケプス)、 <i>Anoliscarolinensis</i> (グリーンアノール)、 <i>Anolisequestris</i> (ナイトアノール)、 <i>Anolisgarmani</i> (ガーマンアノール)、 <i>Anolishomolechis</i> (アノリス・ホモレキス) 及び <i>Anolissagrei</i> (ブラウンアノール) 以外のもの
2	<i>Norops</i> 属 (ノロプス属) 全種
ロ へび亜目	
(1) なみへび科	
1	<i>Boiga</i> 属 (オオガシラ属) に属する種のうち <i>Boigacyanea</i> (ミドリオオガシラ)、 <i>Boigacynodon</i> (イヌバオオガシラ)、 <i>Boigadendrophila</i> (マングローブヘビ)、 <i>Boigairregularis</i> (ミナミオオガシラ) 及び <i>Boiganigriceps</i> (ボウシオオガシラ) 以外のもの

2	Elaphetaeniura (スジオナメラ) のうち Elaphetaeniurafriesi (タイワンスジオ) 及び Elaphetaeniuraschmackeri (サキシマスジオ) 以外のもの
(2)	くさりへび科
1	Protobothrops 属 (ハブ属) に属する種のうち Protobothrops elegans (サキシマハブ)、Protobothrops flavoviridis (ハブ)、Protobothrops mucrosquamatus (タイワンハブ) 及び Protobothrops tokarensis (トカラハブ) 以外のもの
四 両生綱	
イ 無尾目	
(1)	ひきがえる科
1	Bufo 属 (ヒキガエル属) に属する種のうち Bufocognatus (プレーンズヒキガエル)、Bufodebilis (テキサスミドリヒキガエル)、Bufogargarizans miyakonis (ミヤコヒキガエル)、Bufoguttatus (キンイロヒキガエル)、Bufo japonicus (ニホンヒキガエル)、Bufo marinus (オオヒキガエル)、Bufo melanostictus (ヘリグロヒキガエル)、Bufo paracnemis (ロココヒキガエル)、Bufo punctatus (アカボシヒキガエル)、Bufo quercicus (オークヒキガエル)、Bufo speciosus (テキサスヒキガエル)、Bufo terrestris (ナンプヒキガエル)、Bufo torrenticola (ナガレヒキガエル)、Bufo typhonius (コノハヒキガエル)、Bufo valliceps (ガルフコーストヒキガエル) 及び Bufo viridis (ヨーロッパミドリヒキガエル) 以外のもの
(2)	あまがえる科
1	Osteopilus 属 (ズツキガエル属) に属する種のうち Osteopilus septentrionalis (キューバズツキガエル) 以外のもの
(3)	あかがえる科
1	Rana clamitans (ブロンズガエル)
2	Rana grylio (ブタゴエガエル)
3	Rana heckscheri (リバーフロッグ)
4	Rana kalamoosae (フロリダボッグフロッグ)
5	Rana septentrionalis (ミンクフロッグ)
6	Rana virgatipes (カーペンターフロッグ)
(4)	あおがえる科
1	Polypedates 属 (シロアゴガエル属) に属する種のうち Polypedates leucomystax (シロアゴガエル) 以外のもの
五 条鰭亜綱	
イ なまず目	
(1)	イクタルルス科
1	Ameiurus 属 (アメイウルス属) に属する種のうち Ameiurus nebulosus (ブラウンブルヘッド) 以外のもの

2	Ictalurus 属 (イクタルルス属) に属する種のうち Ictalurus punctatus (チャネルキャットフィッシュ) 以外のもの
ロ すずき目	
(1) サンフィッシュ科	
1	サンフィッシュ科に属する種のうち Lepomis macrochirus (ブルーギル)、Micropterus dolomieu (コクチバス) 及び Micropterus salmoides (オオクチバス) 以外のもの
(2) モロネ科	
1	モロネ科に属する種のうち Morone americana (ホワイトパーチ)、Morone chrysops (ホワイトバス) 及び Morone saxatilis (ストライプトバス) 以外のもの
(3) ベルキクティス科	
1	Gadopsis 属 (ガドプスイス属) 全種
2	Maccullochella 属 (マクルロケルラ属) に属する種のうち Maccullochella peelii (マーレーコッド) 以外のもの
3	Macquaria 属 (マククアリア属) に属する種のうち Macquaria ambigua (ゴールデンパーチ) 以外のもの
4	Percichthys 属 (ベルキクテュス属) 全種
(4) パーチ科	
1	Gymnocephalus 属 (ギムノケファルス属) に属する種のうち Gymnocephalus cernua (ラッフ) 以外のもの
2	Perca 属 (ペルカ属) に属する種のうち Perca fluviatilis (ヨーロッパアンパーチ) 以外のもの
3	Sander 属 (サンデル属) に属する種のうち Sander lucioperca (パイクパーチ) 以外のもの
4	Zingel 属 (ズィンゲル属) 全種
(5) けつぎょ科	
1	Siniperca 属 (ケツギョ属) に属する種のうち Siniperca chuatsi (ケツギョ) 及び Siniperca scherzeri (コウライケツギョ) 以外のもの
六 昆虫綱	
イ はち目	
(1) みつばち科	
1	Bombus 属 (マルハナバチ属) に属する種のうち Bombus ardensardens (コマルハナバチ)、Bombus ardenssakagami (エゾコマルハナバチ)、Bombus ardenssushimanus (ツシマコマルハナバチ)、Bombus beaticolabeaticola (ヒメマルハナバチ)、Bombus beaticolamoshkarareppus (アイヌヒメマルハナ

	バチ)、 <i>Bombusbeaticolashikotanensis</i> (シコタンヒメマルハナバチ)、 <i>Bombusconsobrinuswittenburgi</i> (ナガマルハナバチ)、 <i>Bombusdeuteronymusdeuteronymus</i> (ハイイロマルハナバチ)、 <i>Bombusdeuteronymusmaruhanabachi</i> (ホンシュウハイイロマルハナバチ)、 <i>Bombusdiversusdiversus</i> (トラマルハナバチ)、 <i>Bombusdiversustersatus</i> (エゾ トラマルハナバチ)、 <i>Bombusflorigus</i> (ノサップマルハナバチ)、 <i>Bombushonshuensishonshuensis</i> (ミヤママルハナバチ)、 <i>Bombushonshuensisstalcui</i> (エゾミヤママルハナバチ)、 <i>Bombushypnorumkoropokkrus</i> (アカマルハナバチ)、 <i>Bombushypocritahypocrita</i> (オオマルハナバチ)、 <i>Bombushypocritasapporoensis</i> (エゾオオマルハナバチ)、 <i>Bombusignitus</i> (クロマルハナバチ)、 <i>Bombusoceanicus</i> (チシママルハナバチ)、 <i>Bombuspseudobaicalensis</i> (ニセハイイロマルハナバチ)、 <i>Bombusschrenckialbidopleuralis</i> (シュレンクマルハナバチ)、 <i>Bombusschrenckikonakovi</i> (ウルップシュレンクマルハナバチ)、 <i>Bombusschrenckikuwayamai</i> (クナシリシュレンクマルハナバチ)、 <i>Bombusterrestris</i> (セイヨウオオマルハナバチ)、 <i>Bombusussurensis</i> (ウスリー マルハナバチ) 及び <i>Bombusyezoensis</i> (エゾナガマルハナバチ) 以外のもの
	七 甲殻綱
	イ よこえび目
	(1) よこえび科
1	<i>Dikerogammarus</i> 属 (ディケロガンマルス属) に属する種のうち <i>Dikerogammarusvillosus</i> (ディケロガンマルス・ヴィルロス) 以外のもの
	八 腹足綱
	イ まいまい目
	(1) ハプロトレマティダエ科
1	ハプロトレマティダエ科全種
	(2) オレアキニダエ科
1	オレアキニダエ科全種
	(3) ぬりつやまいまい科
1	ぬりつやまいまい科全種
	(4) スピラクスイダエ科
1	スピラクスイダエ科に属する種のうち <i>Euglandinarosea</i> (ヤマヒタチオビ) 以外 のもの
	(5) ねじれがい科
1	ねじれがい科に属する種のうち <i>Indoenneabicolor</i> (ソメワケダワラガイ)、 <i>Sinoenneadensecostata</i> (コメツブダワラガイ)、 <i>Sinoenneainsularis</i> (ツヤダワ

	ラガイ)、Sinoenneaiwakawa (タワラガイ)、Sinoenneamiyakojimana (ミヤコダワラガイ) 及び Sinoenneayonakunijimana (ヨナクニダワラガイ) 以外のもの
(6)	おかちょうじがい科
1	おかちょうじがい科に属する種のうち <i>Allopeasbrevispirum</i> (マルオカチョウジガイ)、 <i>Allopeasclavulinumkyotoense</i> (オカチョウジガイ)、 <i>Allopeasgracilis</i> (オオオカチョウジガイ)、 <i>Allopeasheudei</i> (ユウドウオカチョウジガイ)、 <i>Allopeasjavanicum</i> (トクサオカチョウジガイ)、 <i>Allopeasmauritaniumobesispira</i> (シリプトオカチョウジガイ)、 <i>Allopeaspyrgula</i> (ホソオカチョウジガイ)、 <i>Allopeassatsumense</i> (サツマオカチョウジガイ)、 <i>Ruminadecollata</i> (オオクビキレガイ) 及び <i>Subulinaoctona</i> (オカクチキレガイ) 以外のもの
第二 植物界	
(1)	せり科
1	<i>Hydrocotylebonariensis</i> (ヒュドロコティレ・ボナリエンスイス)
2	<i>Hydrocotyleumbellata</i> (ヒュドロコティレ・ウンベルラタ)
備考 括弧内に記載する呼称は、学名に相当する和名その他の名称である。	

別表第二 未判定外来生物となる外来生物 (第二十八条関係)

項	種類名
第一 動物界	
一 哺乳綱	
イ 霊長目	
(1)	おながざる科
1	<i>Macaca</i> 属 (マカカ属) に属する種が同属に属する他の種と交雑することにより生じた生物のうち <i>Macacacyclops</i> (タイワンザル) が <i>Macacafuscata</i> (ニホンザル) と交雑することにより生じた生物及び <i>Macacamulatta</i> (アカゲザル) が <i>Macacafuscata</i> (ニホンザル) と交雑することにより生じた生物以外のもの
二 条 ^ニ 鱗 ^ニ 亜綱	
ロ すずき目	
(1)	モロネ科
1	モロネ科に属する種が同科に属する他の種と交雑することにより生じた生物のうち <i>Moronechrysops</i> (ホワイトバス) が <i>Moronesaxatilis</i> (ストライプトバス) と交雑することにより生じた生物以外のもの
備考 括弧内に記載する呼称は、学名に相当する和名その他の名称である。	

別表第三 種類名証明書の添付が必要な生物 (第三十条関係)

項	種名
第一 動物界	

一 哺乳綱	
イ カンガルー目	
(1) オポッサム科	
1	オポッサム科全種
(2) クスクス科	
1	クスクス科全種
ロ 食虫目	
(1) はりねずみ科	
1	Atelerix 属 (アフリカハリネズミ属) 全種
2	Erinaceus 属 (ハリネズミ属) 全種
3	Hemiechinus 属 (オオミミハリネズミ属) 全種
4	Mesechinus 属 (メセキヌス属) 全種
ハ 霊長目	
(1) おながざる科	
1	Macaca 属 (マカカ属) 全種
ニ 齧 ^{げっ} 歯目	
(1) パカ科	
1	パカ科全種
(2) フチア科	
1	フチア科全種
(3) パカラナ科	
1	パカラナ科全種
(4) スートリア科	
1	スートリア科全種
(5) りす科	
1	りす科全種
(6) ねずみ科	
1	Ondatra 属 (マスキラット属) 全種
ホ 食肉目	
(1) あらいぐま科	
1	Procyon 属 (アライグマ属) 全種
(2) いたち科	
1	Mustela 属 (イタチ属) 全種
(3) マンゲース科	
1	マンゲース科全種
ヘ 偶蹄 ^{てい} 目	

(1) しか科
1 Axis 属 (アキシスジカ属) 全種
2 Cervus 属 (シカ属) 全種
3 Dama 属 (ダマシカ属) 全種
4 Elaphurus davidianus (シフゾウ)
5 Muntiacus 属 (ホエジカ属) 全種
二 鳥綱
イ かも目
(1) かも科
1 Branta 属 (ブランタ属) 全種
ロ すずめ目
(1) ひよどり科
1 Pycnonotus 属 (<u>シロガシラセろがしら</u> 属) 全種
(2) ちめどり科
1 ちめどり科全種
三 爬虫綱
イ かめ目
(1) かみつしがめ科
1 かみつしがめ科全種
(2) <u>ぬまがめ科</u>
<u>1 Trachemys scripta 属 (アカミミガメ属) 全種</u>
(3)(2) いしがめ科
1 Mauremys 属 (イシガメ属) 全種
ロ とかげ亜目
(1) アガマ科
1 Japaluraswinhoni (スウィンホーキノポルトカゲ)
(2) たてがみとかげ科
1 Anolis 属 (アノール属) 全種
2 Norops 属 (ノロプス属) 全種
ハ へび亜目
(1) なみへび科
1 Boiga 属 (オオガシラ属) 全種
2 Psammodynastes 属 (チャマダラへび属) 全種
3 Elapetaeniura (スジオナメラ)
4 Elaphe radiata (ホウシャナメラ)
(2) くさりへび科

1	Bothrops 属 (ヤジリハブ属) 全種
2	Protobothrops 属 (ハブ属) 全種
四 両生綱	
イ 無尾目	
(1) ひきがえる科	
1	Bufo 属 (ヒキガエル属) 全種
(2) あまがえる科	
1	Osteopilus 属 (ズツキガエル属) 全種
(3) ゆびなががえる科	
1	Eleutherodactylus 属 (コヤスガエル属) 全種
(4) じむぐりがえる科	
1	Kaloulapulchra (アジアジムグリガエル)
(5) あかがえる科	
1	Ranacatesbeiana (ウシガエル)
2	Ranaclamitans (ブロンズガエル)
3	Ranagrylio (ブタゴエガエル)
4	Ranaheckscheri (リバーフロッグ)
5	Ranaokaloosae (フロリダボッグフロッグ)
6	Ranaseptentrionalis (ミンクフロッグ)
7	Ranavirgatipes (カーペンターフロッグ)
(6) あおがえる科	
1	Polypedates 属 (シロアゴガエル属) 全種
五 条鰭亜綱	
イ ガー目	
(1) ガー科	
1	ガー科全種
ロ こい目	
(1) こい科	
1	Acheilognathus 属 (タナゴ属) 全種
ハ なまず目	
(1) ぎぎ科	
1	Tachysurus 属 (ギバチ属) 全種
(2) イクタルルス科	
1	Ameiurus 属 (アメイウルス属) 全種
2	Ictalurus 属 (イクタルルス属) 全種
3	Pylodictisolivaris (フラットヘッドキャットフィッシュ)

(3)	なまず科
1	Silurus 属 (ナマズ属) 全種
	ニ かわかます目
(1)	かわかます科
1	かわかます科全種
	ホ かだやし目
(1)	かだやし科
1	Gambusiaaffinis (カダヤシ)
2	Gambusiaholbrooki (ガンブスィア・ホルブロオキ)
	ヘ すずき目
(1)	サンフィッシュ科
1	サンフィッシュ科全種
(2)	はぜ科
1	Neogobius 属 (ネオゴビウス属) 全種
(3)	あかめ科
1	あかめ科全種
(4)	モロネ科
1	モロネ科全種
(5)	ナンダス科
1	ナンダス科全種
(6)	ペルキクティス科
1	Gadopsis 属 (ガドプスイス属) 全種
2	Maccullochella 属 (マクルロケルラ属) 全種
3	Macquaria 属 (マククアリア属) 全種
4	Percichthys 属 (ペルキクテュス属) 全種
(7)	パーチ科
1	Gymnocephalus 属 (ギュムノケファルス属) 全種
2	Perca 属 (ペルカ属) 全種
3	Sander 属 (サンデル属) 全種
4	Zingel 属 (ズィンゲル属) 全種
(8)	けつぎょ科
1	Siniperca 属 (ケツギョ属) 全種
	六 昆虫綱
	イ ちょう目
(1)	たてはちょう科
1	Hestinaassimilis (アカボシゴマダラ)

ロ 甲虫目	
(1)	むねあかせんちこがね科
1	むねあかせんちこがね科全種
(2)	かみきりむし科
1	Aromiabungii (クビアカツヤカミキリ)
(3)	まんまるこがね科
1	まんまるこがね科全種
(4)	ほそまぐそくわがた科
1	ほそまぐそくわがた科全種
(5)	せんちこがね科
1	せんちこがね科全種
(6)	ひげぶとはなむぐり科
1	ひげぶとはなむぐり科全種
(7)	にせこぶすじこがね科
1	にせこぶすじこがね科全種
(8)	あつばこがね科
1	あつばこがね科全種
(9)	くわがたむし科
1	くわがたむし科全種
(10)	あかまだらせんちこがね科
1	あかまだらせんちこがね科全種
(11)	くろつやむし科
1	くろつやむし科全種
(12)	ふゆせんちこがね科
1	ふゆせんちこがね科全種
(13)	こがねむし科
1	こがねむし科全種
(14)	こぶすじこがね科
1	こぶすじこがね科全種
ハ はち目	
(1)	みつばち科
1	Bombus 属 (マルハナバチ属) 全種
(2)	あり科
1	Lepisiotafrauenfeldi (ハヤトゲフシアリ)
2	Linepithemahumile (アルゼンチンアリ)
3	Solenopsis 属 (トフシアリ属) 全種

4	Wasmanniaaeropunctata (コカミアリ)
(3)	すずめばち科
1	Vespa 属 (スズメバチ属) 全種
七 甲殻綱	
イ よこえび目	
(1)	よこえび科
1	Dikerogammarus 属 (ディケログンマルス属) 全種
ロ えび目	
(1)	ざりがに科
1	ざりがに科全種
(2)	アメリカざりがに科
1	アメリカざりがに科全種
(3)	アジアざりがに科
1	アジアざりがに科全種
(4)	みなみざりがに科
1	みなみざりがに科全種
(5)	もくずがに科
1	Eriocheir 属 (モクズガニ属) 全種
八 くも綱	
イ さそり目	
1	さそり目全種
ロ くも目	
(1)	じょうごぐも科
1	Atrax 属 (アトラクス属) 全種
2	Hadronyche 属 (ハドロニユケ属) 全種
(2)	いとぐも科
1	Loxosceles 属 (イトグモ属) 全種
(3)	ひめぐも科
1	Latrodectus 属 (ゴケグモ属) 全種
九 二枚貝綱	
イ いがい目	
(1)	いがい科
1	Limnoperna 属 (カワヒバリガイ属) 全種
ロ まるすだれがいがい目	
(1)	かわほととぎすがいがい科
1	Dreissenabugensis (クワツガガイ)

2	Dreissenapolyomorpha (カワホトトギスガイ)
十 腹足綱	
イ まいまい目	
(1) ハプロトレマティダエ科	
1	ハプロトレマティダエ科全種
(2) オレアキニダエ科	
1	オレアキニダエ科全種
(3) ぬりつやまいまい科	
1	ぬりつやまいまい科全種
(4) スピラクスイダエ科	
1	スピラクスイダエ科全種
(5) ねじれがい科	
1	ねじれがい科全種
(6) おかちょうじがい科	
1	おかちょうじがい科全種
十一 渦虫綱	
イ 三岐腸目	
(1) やりがたりくうずむし科	
1	Platydemusmanokwari (ニューギニアヤリガタリクウズムシ)
第二 植物界	
(1) ひゆ科	
1	Alternanthera 属 (ツルノゲイトウ属) 全種
(2) せり科	
1	Hydrocotyle 属 (チドメグサ属) 全種
(3) さといも科	
1	Pistiastratiotes (ボタンウキクサ)
(4) あかうきくさ科	
1	Azolla 属 (アカウキクサ属) 全種
(5) きく科	
1	Coreopsis 属 (ハルシャギク属) 全種
2	Gymnocoronis 属 (ミズヒマワリ属) 全種
3	Mikania 属 (ツルギク属) 全種
4	Rudbeckia 属 (オオハンゴンソウ属) 全種
5	Senecio 属 (キオン属) 全種
(6) うり科	
1	Sicyos 属 (アレチウリ属) 全種

(7)	もうせんごけ科
1	Drosera 属 (モウセンゴケ属) 全種
(8)	ありのとうぐさ科
1	Myriophyllum 属 (フサモ属) 全種
(9)	たぬきも科
1	Utricularia 属 (タヌキモ属) 全種
(10)	あかばな科
1	Ludwigia 属 (チョウジタデ属) 全種
(11)	いね科
1	Ammophila 属 (オオハマガヤ属) 全種
2	Spartina 属 (スパルティナ属) 全種
(12)	ごまのはぐさ科
1	Veronica 属 (クワガタソウ属) 全種
備考 括弧内に記載する呼称は、学名に相当する和名その他の名称である。	

別表第四 種類名証明書の添付が必要な生物 (第三十条関係)

項	種類名
第一	動物界
一	哺乳綱
イ	霊長目
(1)	おながざる科
1	Macaca 属 (マカカ属) に属する種が同属に属する他の種と交雑することにより生じた生物
二	爬虫綱
イ	かめ目
(1)	<u>ぬまがめ科</u>
1	<u>Trachemys scripta (アカミミガメ) が Pseudemys 属 (クーターガメ属) に属する種と交雑することにより生じた生物</u>
2	<u>Trachemys scripta (アカミミガメ) が Chrysemys 属 (ニシキガメ属) に属する種と交雑することにより生じた生物</u>
(2)(イ)	いしがめ科
1	Mauremys sinensis (ハナガメ) がいしがめ科に属する他の種と交雑することにより生じた生物
三	条鰭亜綱
イ	ガー目
(1)	ガー科
1	ガー科に属する種が同科に属する他の種と交雑することにより生じた生物

ロ かわかます目	
(1) かわかます科	
1	かわかます科に属する種が同科に属する他の種と交雑することにより生じた生物
ハ すぎ目	
(1) モロネ科	
1	モロネ科に属する種が同科に属する他の種と交雑することにより生じた生物
四 昆虫綱	
イ はち目	
(1) あり科	
1	<i>Solenopsis</i> 属 (トフシアリ属) に属する種が同属に属する他の種と交雑することにより生じた生物